

【質問】加害行為によるけがや病気をした場合の治療に保険証を使うことができますか。

(45歳、男性)

加害行為のけが治療

第三者行為に該当するのは、(1)交通事故によるケガ(2)他人の暴力によるケガ(3)食中



なお、医療機関は診療報酬請求時に第三者行為であることを報告しますので、届け出を出してなくても保険者から照会が来る場合がありますのでご注意ください。

交通事故による受傷では、加害側の損保会社が直接医療機関に支払いを

保険証使用には届け出必要 抑医療に費

【回答】加害行為により被害者が傷病を負った場合、これを第三者行為による傷病といいます。この場合でも保険証の使用は可能ですが、保険者に届け出が必要です。

第三者行為による傷病の治療費は加害者である第三者が負担することになります。医療機関の窓口で第三者行為による傷病である事を告げ、受診前あるいは受診後速やかに自身の保険者に傷病届を提出することで、保険証を使った保険診療を受

けることが可能となります。この手続きを行うことで、窓口で支払う料金は自身の保険診療の負担額(1/3割)となります。残りの費用は、医療機関から保険者に請求され、その後保険者から加害者へ請求されることとなります。この作業を行うために傷病届が義務付けられています。

毒(4)他人が飼っているペットによるケガ(5)DV(ドメスティックバイオレンス)などが当たります。このような場合は加害・被害側にかかわらず保険者へ届け出を行ってください。保険者は状況を客観的に把握したうえで医療費を加害者に請求すべきかを判断します。

行いますので、医療機関からの診療報酬請求は保険証を使わず損保会社に提出します。この対応を「一括対応」といいます。ただし、加害側が任意保険に加入していない場合や給付の打ち切りをされた場合、被害側の過失割合が大きく加害側の保険会社から一括対応を拒否された場合などは保険

証を使うことが可能です。そのような場合も必ず自身の保険者に届け出を行ってください。

第三者行為でなくとも、労務中の災害(通勤災害、業務災害)、犯罪行為、故意による事故や自傷行為、飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故の場合は、医療保険の使用が制限されますので注意してください。

傷病で医療機関を受診する時は医療機関で必ず受傷した時の状況を正しく話してください。保険証を正しく利用することで不必要な医療費が抑制でき、その結果、保険給付費が削減され保険料を抑えることにつながります。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。